

2022年(令和4年)4月25日(月曜日)

市A 愛 知 12



### 暮らしの法律相談

コーナー  
052(979)1602

**Q** 成年後見には、「法定後見」と「任意後見」があると聞きましたが、「任意後見」は「法定後見」と何が違うのですか？

**A** 成年後見とは、認知症などによって判断能力を欠くために契約等の法律行為を行えなくなった人に代わって、後見人が必要な契約等を締結し、財産を管理するなど、本人の保護を図るための制度です。そして、成年後見には、ご質問にあるように「法定後見」と「任意後見」があります。

まず、「法定後見」とは、本人の判断能力が低下してから親族等が家庭裁判所に成年後見開始の申立てをし、裁判所が後見人を選任する制度です。多くの場合、弁護士司法書士な

どの専門家が後見人に選任されます。これに対し、「任意後見」とは、本人が、将来自らの判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ契約によって、後見人となる人及び後見事務の内容を決めておく制度です。

「法定後見」との違いは、①本人と後見人との契約によること、②後見人選任の段階で本人の判断能力が十分であるため本人が後見人を選ぶことができ、また後見人に依頼する内容を自由に決められることを欠くために契約等の法律行為を行えなくなった人と一緒に、亡くなった後、人に代わって、後見人が必要な死後事務委任契約をして、万一のときに備えておくことができます。

#### 今回答えて頂いた先生

愛知県出身。2009年までIT企業に勤務。会社を退職後、法科大学院に入学。2015年に弁護士登録し、東京都内の法律事務所勤務後、2017年に池田総合法律事務所に移籍。弁護士登録直後より、一般民事・家事事件(離婚、相続、交通事故等)、企業法務等、幅広い分野に取り組んでいる。

石田 美東 氏  
池田総合法律事務所  
(愛知県弁護士会所属)

**池田総合法律事務所**  
中区丸の内1-17-19 キリッス丸の内ビル802号

弁護士 柘植直也 ●愛知県弁護士会所属  
**弁護士法人リブレ 名古屋事務所**  
中区丸の内3丁目6番4号 DDBビル6階

☎(052) 953-7885 ☎(052) 684-6290

あなたの街の

コラムご紹介頂く  
事務所様募集中!!



お問い合わせは052(979)1602